

令和6年2月犬山市議会定例議会会議録

第4号 3月5日（火曜日）

◎議事日程 第4号 令和6年3月5日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
主査補	高橋万祐子君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	兼松光春君
総務課長	舟橋正人君	情報政策課長	上原敬正君
防災交通課長	伊藤修君	福祉課長	山本直美君
福祉課主幹	奥谷雪江君	高齢者支援課長	前田敦君

健康推進課長	西村 岳之君	整備課長	高橋 秀成君
環境課長	小笠原 健一君	産業課長	山崎 直人君
学校教育課長	大黒 澄子君	学校教育課主幹	高木 順二君
子ども未来課長	上原 眞由美君	子ども未来課主幹	伊藤 真弓君
子ども未来課主幹	中村 美和君	文化スポーツ課長	坂野 隆幸君
消防総務課長	村山 弘泰君	消防署長	安藤 和重君

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 皆さん、おはようございます。9番、創犬会の畑 竜介です。議長のお許しを得ましたので、事前に通告しました4件について、順次、一般質問を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、件名1、行政のDXについてお伺いいたします。

昨今、行政のICT化からさらに進んだDX化というのが、急務として総務省からも自治体DX推進についての意義や方向性が示されています。

こうした取組を推進していくのは、当然、国の施策もさることながら、住民に身近な自治体、我々市町村の役割は大変重要だと考えています。

犬山市でも数年前から、自治体のICT化やDX化については、様々な施策展開を続けてこられていると思っています。

そこで、要旨1として、まずは犬山市におけるDX、自治体DXの推進状況について、復習の意味も含めてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市では、市民サービスがICTの活用により、さらに便利になり、業務を効率化することを目的として、DXの取組を進めています。

近年の主な取組としましては、市民が支払う窓口での手数料、各種市税、保険料のキャッシュレス化を図るとともに、令和2年度からは、Pay PayなどのQRコード決済やクレジットカード決済のほか、コンビニエンスストアなどに設置されているコピー機での住民票の写しや印鑑登録証明書の証明書発行を始めています。

また、図書館においては、令和4年度に書籍の自動貸出しシステムを導入し、令和5年度には、学習室の予約システムをリニューアルしています。

そのほか、スマートフォンの普及に伴い、平成29年度からは、日々の生活に役立つアプリの導入を積極的に進めてきました。その一例として、お住まいの住所に合わせたごみの分け方、出し方に関する情報が分かる「さんあ〜る」、園児の登降園の管理や保護者への情報発信を行う保育事務の管理アプリ「コドモン」、子育て情報やイベントのお知らせのほか、予防接種のスケジュールや、お子様の成長記録の管理もできる「M a M a たす」、ウォーキングを通じた健康づくりを推進する「てくてく」など、広く市民の皆さんに提供しています。

行政への手続という点では、従来はほとんど紙面での受付であった各種手続に関して、可能な限り、あいち電子自治体推進協議会のシステムを活用したオンライン申請の導入を図っています。

このシステムについては、給付金の申請、アンケートの回答、各種講座や講演会の参加申込みなど、令和4年度1年間で約6,500件の活用実績があり、市民の利便性向上と同時に、内容の集計など業務に係る職員の負担軽減につながっています。

そのほか業務における職員の負担軽減という点では、定型作業を自動化するR P A、紙情報をデータ化するA I O C R、会議資料をペーパーレス化するスマートディスカッションを活用していることに加え、来年度は今年度試行的に実施した生成A I の本格導入を予定しており、一層の業務の効率化と精度の向上にもつなげていきます。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。今までの進捗状況というのがよく分かりました。現在進められているI C T化の施策について、時間の短縮等につながっている業務も当然あると思いますが、自治体のD Xの推進というところでは、もう少し何か前に進められないかなという思いもあります。

そこで、要旨2、目指す方向について伺いたいします。

先日、総務委員会の行政視察で、兵庫県宝塚市へ行ってきました。テーマは宝塚市D Xについてです。

宝塚市では、D X推進ビジョンというのを策定しまして、令和3年から令和5年を基盤強化の3か年としまして、いろいろな取組をされていました。大変印象的であったのが、D X推進に当たり、アダプトと言われるデータの可視化や、人流データを使ったデータ利活用のチーム、それとは別に、スマートと言われる、業務の実態調査から、業務プロセスの分析、シミュレーションなどもあり、要は業務改革のチームの存在です。このチームを副市長が、C X O、チーフトランスフォーメーションオフィサーとして、またそれとは別に3人の専門家を、そのC X Oの補佐官として外部登用し、伴走しながら推進していました。

特に業務改革チームに関しては、そもそも業務をI C T化することが目的ではなく、今ある業務プロセスをしっかりと分析し、無駄はないか、効率化できてないところはないかという視点で、I C T化ということよりも、業務改革を中心として考えていらっしゃいました。

こちらのチームは、両方とも庁内公募でメンバーを募集してまして、皆さん自分の仕事

もしつつ、週に1日程度、時間を割いて、DX推進業務に就かれていました。メンバーを庁内公募することにより、全庁的な視点で取り組めるというような印象です。

現在犬山市では、情報政策課が中心となってDXを推進していますが、今後はこうした全庁的な取組というのが絶対的に必要になってくるなというふうに考えています。

そこで、本市として、今後の推進体制について、どのようにお考えか、お伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

DX推進には、効果的な組織体制整備が不可欠であることは、総務省の自治体DX推進計画にも示されており、本市においても、推進体制の構築に向けて検討を開始しています。

体制は国が示しているモデルを参考に、特定の部署で構成するのではなく、庁内全課を対象とした横断的な機能とし、さらにその体制の中には、一定の権限を持ち、そこでの決定が犬山市のDX推進の決定となるような部門を設定し、迅速な判断を実施していく予定です。

また、具体的な助言や提案を期待する外部人材の登用も想定し、全国の数多くの自治体でのDX推進開始に関わっている方や、本市がICT活用に向けた連携協定を締結しているソフトバンク株式会社との協議も既に開始しています。

人選も含め、人材の位置づけなどについては今後の調整となりますが、令和6年度には本市の取組に参画してもらえ準備を進めています。

また、体制づくりと並行しながら、可能なところから取組を始め、犬山市の現状に即したDXを推進していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。庁内全課を対象とした横断的な機能を持つ組織体制や、ソフトバンクさんをはじめとする外部人材の登用も想定されているなど、私も思いを同じくして応援をしていきたいと思います。

ここまでの答弁を聞いて、言うまでもありませんが、DXを推進する上で大切なことというのは、デジタル化することではありません。ツールを導入することは手段にすぎず、本当に必要なことは、先ほど申し上げたように、業務改革を進めるマインドを培うことだというふうに考えています。何か業務においてミスが発生した場合、チェック体制を強化します、ダブルチェックをしていたところをトリプルチェックしますというようなことがよく聞かれます。確かにチェック体制をしっかりとすることは肝心ではありますが、それでは職員の仕事が増える一方で、根本的な解決にはならないのではないかと考えます。

大なり小なり、ミスが起きてしまったときは、業務改革のチャンスと捉え、その書類の印鑑は本当に必要なのかと、必ず人がやらなければいけないことなのか、そもそもその業務は本当に必要なのかと、根本的な業務改革を考えるマインドが必須であり、その結果として、ペーパーレスであったり、自動化であったり、DXが推進されていくものだと考えます。

当然、市民向けのサービス自動化だとか、簡略化というのも大切なのは当然ですが、DXを推進していくには、まず職員の皆さんが、いい意味で楽になる方法を考えるべきだと思います。

ます。職員の満足度の向上なくして市民サービスの向上はないと思います。

D Xを推進していくに当たり、犬山市としてD Xの推進の意味や意義、こういったものを簡潔に示す必要があると思いますが、そういった意義について、当局のお考えをお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 畑議員の再質問にお答えをいたします。

言うまでもなく、D Xを推進する意義、目的というのは、市民サービスの向上であり、業務改革です。その中で畑議員のご指摘の、職員が楽になることの一つとして、市役所の業務のペーパーレス化の徹底を今、指示しているところです。これは市民皆さんのやり取りだけでなく、内部の会議や打合せ資料の印刷に多くの時間と費用を費やしている今の市役所の業務の改革の着手であり、1円でも無駄遣いをしないための取組です。

また昨年、率先して試行的に導入した生成A Iは、市職員の業務効率化で負担軽減につながり、市の職員の仕事の可能性が広がればいいと思います、D Xを通じた新たな取組に挑みました。でもこれらは、ご指摘のとおり、個々の取組です。これからD Xを推進するためには、それぞれの担当者に任せればいいわけじゃありません。詳しい職員がやればいいわけでもありません。課長はじめ、管理職が変わる勇気を持ちながら、全庁的に取り組んでいかなければならないと思っています。それは名ばかりのデジタル推進にしないためであります。そのためには、D XのDとXをそれぞれに分けて考えていかなければならないと思っています。

まずは当たり前ですが、Dのデジタルを推進していくことです。でも、これは畑議員も言われたとおりです。デジタルが進めばいいわけじゃありません。Xの市役所の業務を変えるために、職員の意識改革と人材育成が求められていると思っています。DとXのそれぞれ取組ができてこそ、D Xの推進につながっていきます。

そこで、部長が答弁したとおりです。DとXが推進できる外部人材の登用を考え、準備を進めているところであります。なるべく早い時期に体制づくりを整えて、具体的な方向をお示ししていきたいと思っています。

そして、最後に目指したい具体的な取組は、いつも申し上げています。市民皆さんが「来なくてもいい市役所」の実現です。簡単ではありませんが、いつも市職員や事業者に繰り返し私の思いは言い続けています。実現に少しでも近づけていきたいと考えています。「書かなくていい市役所」から、「来なくていい市役所」にすることで、市職員にとっても窓口での業務の在り方が変わる業務改善となり、業務の効率化、業務改革につながっていきます。市民の皆さんには、市民サービスの向上につながるだけでなく、市民皆さんと一緒にD Xに取り組むきっかけになっていくんだと思っています。

推進に着手した後は、市民が「来なくてもいい市役所」の実現の手法を一つ一つでも具体的に検討し、実践して進めていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 原市長の力強い答弁、ありがとうございます。今の答弁でありました

が、D Xに対して管理職の皆さんがコミットメントの宣言をするなど、今の若い職員の皆さんのボトムアップを受けるには、管理職の皆さんのマインドセットが大変重要だと思います。原市長のリーダーシップによって、犬山市役所のD X化が進み、市民も職員も皆がハッピーになることを期待しています。

続きまして、件名2に移ります。件名2、災害時の通信の確保についてお伺いいたします。

本年1月1日に能登半島を襲った大地震で被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。まだまだ日常の暮らしが戻らない中、復興にご尽力されている皆様におきましても、安全に留意され、ご活躍されるように祈っております。

今回のテーマである災害時の通信の確保について、いつ頃から話題になったか少し振り返りたいと思います。

1995年の阪神・淡路大震災では、固定電話が寸断されまして、ふくそうが生じたため、非常に固定電話がつかなくなりまして、携帯電話の重要性が注目されました。しかし、2011年に起きた東日本大震災では、電話の接続やメールの送受信ができなくなり、そんな中、電話回線を使わないツイッター、今のXですね、Xはつながり、避難所の情報や救助要請などが相次ぎ、災害発生時の情報伝達の一つとして注目されました。

こうした経緯をもとに、電話回線を使わないメッセージアプリとしてリリースされたのが、皆さんが使っているLINEです。LINEに関しても、熊本地震では市の職員が安否確認など、災害対応活動に利用されるなど、災害時の通信の確保は被災した際の1次対応として非常に重要なものとして注目されてきました。

しかし、今回の能登半島地震では、携帯電話会社の基地局も倒壊などで全てが遮断され、2月末の時点でも完全な復旧はしていないということでした。

そこで、要旨1として、固定通信網である災害優先電話について、お伺いいたします。

災害優先電話とは、災害の復旧や公共の秩序を維持するために、法律に基づき、防災関係等、各種機関に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスです。

災害等で電話が混み合うと、発信規制、接続規制といった通信規制により、通常の電話は、被災地からの発信や被災地への接続は、大きい災害だと90%近く制限されます。しかし、この有線電話は、こうした制限を受けずに発信や接続を行うことができます。

通常時の回線とは別に、こうしたバックアップ体制を持っていることは非常に大切だと考えますが、当市での災害時優先電話登録状況についてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

災害時優先電話は、電気通信事業法に基づき、国や地方公共団体をはじめ、水防、消防など、防災関係等各種機関に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているものです。

災害時に発信のみ優先扱いとなりますが、着信については一般の電話と同様であるため、

外部からの着信がないよう、電話番号は公表せず、緊急時の発信用として使用することが望まれます。また、必ず電話がつながることを保証するものではありません。

当市では、この災害時優先電話を、市役所本庁舎は3回線の登録があり、そのほかにも出張所や消防本部、避難所となる小中学校や子ども未来園などの施設に登録しています。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。災害時優先電話の登録が市役所で3回線、そのほかにも消防本部や小中学校や子ども未来園にも登録されているということが分かりました。

登録された番号は、発信専用として、ふだんから着信をしないような運用する必要がありますが、今回の一般質問のヒアリングでは、発信専用に使われていない回線もありましたが、既に改善に向けて取り組んでいただいているということですので、災害時の通信の確保としてしっかりと運用されていくことを期待します。

続いて、要旨2に移ります。衛星電話についてお伺いいたします。

先ほどの災害時優先電話もバックアップ回線の一つではありますが、地上にある基地局などが発災によりダメージを受けた場合、固定電話、携帯電話、全ての通信回線が途絶えてしまう可能性があります。

こうした事象を勘案して、近年、民間企業では、BCP対策の一環として、衛星電話を非常用の通信手段として用意しているところが多くあります。私自身も民間の通信会社にいた頃は、東日本大震災以後、衛星電話の引き合いが大変多く、たくさんの企業に納品した記憶があります。

衛星電話は言葉のとおり、衛星を中継して通信を行いますので、地上の基地局の影響はなく、地上がどんな状況でもつながるといところがメリットです。

大規模災害時、通信の確保の有効な手段ではないかと思いますが、当市では、衛星電話を活用しているのかお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

能登半島地震では、携帯電話の基地局などの設備の損壊や大規模な停電により、通信手段が途絶えました。衛星電話は、通信衛星と電波を送受信して通信を行うため、山間部や海上など、携帯電話の電波が届かない場所や、携帯電話のサービスエリア外でも使用できます。

ただし、衛星電波は真っすぐしか飛ばない直進性の電波であるため、原則、建物の外に出て、通信衛星の方角に対して衛星電話を向けないと、通話できません。また、ビルの多い都市部や山が電波を遮る山間部、厚い雲などがある区域では、安定した通話ができない場合もあります。

一方、地上の通信網が途絶えている場合には、通信を遮るものがない場所であれば、安定した通信が可能なため、緊急時や災害時の通信手段として有効なものと言えます。

現在、当市では、衛星電話を1回線保有しており、災害時の通信手段として備えておりま

す。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎９番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。衛星電話を１回線保有して活用しているということでした。

ここで１点、再質問させていただきます。

保有している衛星電話について、災害時にどのように運用するのか、また平時からいつでも使えるように訓練等が実施されているのか、再質問としてお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

衛星電話の運用については、災害時には主に県や他自治体、警察など関連機関との通信手段として、災害対策本部で使用します。現在、持ち運びができる衛星電話１台を配備しており、年に１回、県の防災部局と通信テストを兼ねた取扱い訓練を実施しています。

この訓練では、災害対策本部の事務局である防災交通課の職員が、決められた時間に、愛知県の災害対策通信グループへ発信し、衛星電話の取扱い方法及び通信状況の確認をしています。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎９番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。災害時の運用方法や、年に１回の通信テストを兼ねた取扱い訓練の様子が分かりました。

しかしながら、衛星電話は先ほどの答弁であったように、場所によりアンテナを向ける位置、方角が違うなど、周りの環境によって取扱い方も変わってくるため、もう少し実情に近い状況での通信テストや訓練も必要ではないかと考えます。

そこで、いつでも使えるようにするため、市の総合防災訓練などの訓練に取り入れることを再々質問として提案しますが、当局のお考えをお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再々質問にお答えします。

市の総合防災訓練は、市内の小中学校区ごとに年１回実施しております。主な内容としては、地域住民の避難や安否確認訓練、避難所の設営、運営訓練、資機材の取扱い訓練などを行っており、今まで衛星電話に関する訓練は実施していません。

衛星電話は、災害対策本部での広域的な使用を想定していたため、先ほどお答えした県との通信テストを兼ねた取扱い訓練しか行っていないませんでした。しかしながら、議員ご提案のいつでも使えるようにするため、今後は総合防災訓練の中で発着信テストを行っていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎９番（畑 竜介君） ありがとうございます。いつ起こるか分からない災害に対して、今回

は通信の確保という視点で質問させていただきました。通信の確保というのは特に命にも関わる大切な観点です。衛星電話も、現在では通信の高速化だけでなく、通信と通話の同時利用、またスマホとの連携など、技術は日進月歩で日々進化しています。今後もこうした技術をうまく取り入れ、災害時の対応を準備いただくことを期待して、次の質問に移ります。

件名3です。五郎丸西地区の暫定用途解除区域についてお伺いします。

まず、この場所ですが、南北のラインは、国道41号の北側から名犬ハイツの南側まで、東西は五郎丸神社のラインから、地産団地の東側までのエリアです。この件については中村貴文元市議が長年にわたり議論されてきましたが、このエリアは、新しい都市拠点エリアとして、第六次犬山市総合計画にも位置づけられており、こうした低・未利用地の活用は、今後の新しい犬山のまちづくりに欠かせない課題と思い、引き続き現状の確認や今後の方向性について質問させていただきます。

この地区の暫定用途については、平成27年4月に解除されたものの、民間の住宅開発が進んで、低・未利用地の解消には、2つほどまだ課題がありました。

1つは道路整備です。道路整備に関しては、今年度、用地買収など予算化されて、しっかりと進んでいく様子が分かりました。

そして、もう1つの課題が、雨水対策でした。雨水対策については、調整池を扶桑町側に作る予定として、扶桑町側と協議を行っていくということでした。

しかしながら、昨年2月の中村元市議の質問に対して、扶桑町側の区画整理事業の発起人会を解散したが、扶桑町側区域の利活用について検討しているということで、整備市町の選定に向けての本格協議に入れていないというような答弁でした。

そこで、前回の質問から1年たっていることもありますので、その後の扶桑町との協議の進捗について改めてお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

五郎丸西地区の土地利用促進には、雨水排水の整備が重要であることから、扶桑町地内に調整池を設置する整備手法について、扶桑町と協議を進めています。

令和5年9月には、扶桑町地内に調整池を設置する事業内容を明記した排水計画協議を扶桑町に提出し、令和6年1月に事業内容に異議はないとの回答を頂きました。

今後も事業の実施に向け、調整池の構造など、詳細について、引き続き扶桑町と調整を図っていきます。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。扶桑町側から事業内容に異議はないと回答があったことが、今の答弁から分かりました。これによって長年時間がかかってきた、この地区のまちづくりが前に進み出したものと理解しています。

そこで、再質問として1点、この五郎丸西地区の暫定用途解除区域における土地利用促進に向けた今後の事業内容のスケジュールについて、確認させてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

今後のスケジュールとしましては、今年度より着手している道路用地の用地買収と合わせて、雨水排水の整備を公共下水道事業として進めていくため、令和6年度に下水道事業計画の変更に着手し、令和7年度からは、調整池の詳細設計、用地買収及び調整池と排水路の工事を順次進めていく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。犬山市の新しい都市拠点として、このような低・未利用地の利用促進は、今後の五郎丸・橋爪の新しいまちづくりにも、大変重要な事業となるため、引き続き丁寧に協議を進めていただきながら、実効性のあるまちづくりが進むことを期待しています。

続いて、件名4に移ります。件名4、施政方針についてお伺いいたします。

要旨としては、やさしく元気な地域共生社会の実現に向けてです。

原市長の公約でもある、やさしく元気な犬山づくりへの新たな一歩が始まると受け止めています。施政方針で述べられたように、今議会では、犬山市手話言語条例の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例が上程されています。原市長は手話も勉強され、耳の聞こえない聾者の方とのコミュニケーションも活発にされています。私自身も原市長には及ばないものの、手話の勉強をしており、勉強する中で、聾者とのコミュニケーションする楽しさや、難しさというのを感じているところです。

昨今は手話がテーマになったドラマ等が放映されたことにより、私の周りでも手話についての理解や興味を持たれる方が増えてきています。しかしながら、いざ手話を始めようと思っても、サークルというのは、参加は少しハードルが高いというような話も聞きます。また、聴覚障害だけではなく、ほかの障害を持ってコミュニケーションの困難を抱えている方も多くいらっしゃいます。

視力に障害のある方に向けての声の広報、失語症の方を支援している団体、読み書きに困難を持つディスレクシアの方への支援など、こうした皆さんへは、一部の方々の支援で成り立っているのが現状であります。

そこで、施政方針で述べられた、やさしく元気な地域共生社会の実現とは、どのような社会の実現を目指しているのか、原市長のお考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） ご質問にお答えします。

畑議員も言われたとおり、様々な障害によりコミュニケーションに何らかの困難を抱えている人がいます。でも、当たり前ですが、その皆さんと私たちは毎日毎日一緒に生活をしています。障害者皆さんは、聴覚、視覚、言語などのその特性に応じて、手話や要約筆記、点

字、筆談、翻訳、簡単な表現など、多様な手段でコミュニケーションを取られています。そして、健常者もそれに配慮した対応が必要だと思っています。

条例の制定によって、障害は個性だと分かってもらいたいんです。また、皆さんが聞こえる、分かる、見えるコミュニケーション手段の世界を皆さんと一緒に考えるきっかけにしたいんです。

耳の聞こえが悪い方から聞いた話があります。「私は耳が余り聞こえませんが、そのおかげで手話を身につけることができた。遠くからでも話すことができます。そして、補聴器を外せば、とても静かになります。だから、ゆっくり寝れるし、集中力も高いんです。」と言われます。

このように耳が聞こえない、聞こえが悪い方だけでなく、障害者皆さんは、健常者ができないことを当たり前のようにやり遂げることがいっぱいあるんです。だから、条例の制定で個性を認めて、自分と違う人であっても、互いに尊重し合える社会が、本当の多様性社会であると思っていますし、真の地域共生社会だと考えています。

そんな思いで、犬山をやさしく元気なまちにしたい、そしてずっとずっと住み続けたい犬山で、みんなが支え合うことができるまちにしたい。個性も価値観も好みも十人十色です。みんなが真ん中にいられる地域共生社会を目指します。

このような思いを表したものが、畑議員がご紹介いただいた条例の内容です。でも、条例を制定することが目的ではありません。ゴールではありません。条例の制定をスタートに、実効性のある事業を展開をしていきたいと思っています。ぜひとも、畑議員も一緒にお願いできればと思います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 市長、答弁ありがとうございました。本当に原市長の言うとおり、私自身もそうした手話を勉強する中で、本当に自分が知らない世界、同じ町に住んでいても、そこには僕とは違う世界があることに気づきました。そういったことをより多くの方が気づいていただいて、コミュニケーションを取れるようになっていく、そうすることが、まずやさしく元気な犬山になる第一歩だと思います。

今回のこの条例、今議会で上程されていますが、先ほど言ったように、条例にすることが目的ではなく、実効性のあるものとして、私もこれからも、できる範囲で協力して進めたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 9番 畑 竜介議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時38分 休憩

再 開

午前10時50分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、創犬会の玉置幸哉です。議長にお許しをいただきました4件の一般質問について、通告どおり進めてまいります。よろしくお願いいたします。

件名1、市から出す郵便物の費用について、まずはお尋ねをしたいと思います。

要旨としては、市内での枚数と費用についてであります。

25グラム以下の封書の郵便料金の上限を84円から110円に引き上げ、令和6年秋頃を予定をされているということでもあります。そういった中で、当市も多くの郵送物があると思います。今回の予算書には、その値上げによるものの反映は読み取れませんでした。まずは現在、市内全体で市民の皆さんや様々な郵送物があると思うんですが、それが何通ほどあり、どれぐらいの予算がかかっているのかお示しをください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

郵便の取扱いについては、各所属で対応していることもあり、発送数など、その全容を正確に把握することは困難ですが、過去3年における料金後納に係る郵便料金について確認したところ、令和2年度が約4,900万円、令和3年度が約6,400万円、令和4年度が約8,300万円となっています。令和2年度と令和4年度では約3,400万円の差がありますが、これは各種選挙の実施や、後期高齢者医療制度における保険証の一斉更新などが要因と考えられます。

先にお答えしましたとおり、市役所全体での発送数は把握できませんが、代わりに参考として、令和4年度に総務課が支払った郵送料についてお答えいたします。

令和4年度1年間で、郵送料が約2,400万円、発送数が約34万通となります。ちなみにこの約34万通のうち、およそ19万通の選挙関連の発送物を除く約15万通では、郵送料は約900万円となっています。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。やはり結構な量があるんだなと。令和4年の総務課だけで34万通というと、想像できませんよね。どんな枚数なのかなというふうに思うんですけども、選挙があると、やっぱりそれが多くなるなというのは、今の答弁で分かりましたので、様々な犬山市としても選挙をやる必要がありますので、そういったところが何らかの手だてで変えていけるといいのかなというふうな気はします。

ここで再質問です。

やはり、皆さんどうでしょう、想像以上の多分、郵送料がかかっているなということは思うんですけども、先ほども畑議員が、市内のデジタル化、私も11月議会には質問してるんですけども、今の答弁のあった郵送費用についても、DXを進めることによって、少しでも削減できるのではないかなというふうに考えます。

私たち議員も様々な委員会や審議会に出ておりますが、その案内等々も、郵送で届いてお

りますし、議事録なども郵送で届いていることが多いと思います。そういった議事録案内送付などは、委員や審議会のメンバーの皆さんに事前にアドレスを聞いて、それでやり取りすることによれば、郵送物が減ってくるんじゃないかなというふうに思っています。

私たち創犬会も、2月14日に高松市にスマートシティの調査項目で視察に行っておりまして。そこで一つアドバイスを頂いております。市民に送るアンケートのようなもの、調査の返信等々、案内にQRコードを載せ、返信をデジタルでもらうようにすれば、郵送費が減りますよねというようなアドバイスを頂いております。

経費削減は民間事業者だと当たり前のようになっておられます。取組をされて、犬山市としても、やっぱり経費削減ということを念頭に置きながら仕事を進めるべきだというふうに思います。

様々な委員会、審議会案内のデジタル化、返信の在り方のデジタル化を、再質問で提案したいと思いますが、答弁をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

行政委員会や附属機関の委員への行事や会議の案内など、市側から送付する通知では、メールなどを活用し、一部でデジタル化していますが、紙のほうがよいと言われる方もいらっしゃる、紙とデジタルが併用されているのが現状です。

一方、アンケートについては、既にネットで回答できる形でも実施しており、実際に返送分の郵送料の軽減につながっていると感じています。

郵送での送付、返送に比べ、デジタルでの送付、返送は、費用はかかりませんが、それぞれメリット・デメリットがあり、人によって受け取り方も様々です。

また、1円でも無駄をなくすとの考えの下、可能な限り郵送書類を減らす旨の市長指示も既に出ており、今後もデジタル化を郵送費削減の有効な手段の一つとして捉え、どのような事務が可能か、どの程度の効果があるのかを見極めつつ、市民にとって利便性の高いデジタル活用の推進に取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございました。全く私も同じ考えでありますし、もう市のほうとしてもやるべきことは、既に少しずつ進めていただいているということが分かりました。

市長も先ほど畑議員の答弁で、1円でも無駄遣いしないということと、市民が来なくてもよい市役所ということで、高らかに新たな宣言をされておりました。

私もやっぱりこの郵送費もそうですが、DX化も含めて、現状のやっぱり仕事の在り方、やっぱり今これが郵送でベストなのかということを、いま一度疑問に持ちながら、庁内全体でやっていただきたいと。なかなか量が多くて、やっぱりそれぞれ担当課任せになっているというところもあると思いますので、やっぱり庁内全体の問題として捉えていただきたいと思います。

次に、件名、2件目に参ります。大谷翔平選手に寄贈していただいたグローブについてであります。

これは実は保護者の皆さんからすごく反響が多かって、意見が様々届いておりますので、今日質問の中でそれを皆さんのほうにお伝えをしたいと思います。

皆さんもご承知のとおり、大谷選手のインスタグラムには、「野球を通じて元気に日々を過ごしてもらえたらうれしいです」と、「このグローブを使っていた子どもたちと、将来一緒に野球ができることを楽しみにしています」というふうに書かれています。

私もマスコミなどの情報で、野球人口が減っている中で、メジャーで活躍する大谷さんが、日本の子どもたちに、いま一度野球に興味を持ってもらおうと思い、グローブを寄贈してくれたんだなというふうに考えています。

現状の小学校の授業のカリキュラムの中には、野球はないというふうに認識をする中で、まずは市内の小学校で、このグローブをどのように使われているのか、お尋ねをします。また、今後はどうするのかもお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

グローブの活用につきましては、先ほど議員がご紹介ありましたように、大谷翔平選手がコメントで出されたグローブを寄贈することで、子どもたちが野球というスポーツに触れ、興味を持つきっかけになってほしいと願っています。

このグローブを使っていた子どもたちと将来一緒に野球ができることを楽しみにしていますという思いを踏まえた上で、学校ごとに活用方法を検討し、子どもたちがグローブを使い、野球の楽しさを実感できるよう活用しています。

グローブが届いた後、各学校で工夫し、全ての子どもたちが手に取って見られるよう、各学年、全クラスにグローブを回覧したり、キャッチボールの体験活動を実施したりしています。

また、体育の授業の単元を入れ替え、ソフトボールの授業で使用した学校もあります。

休み時間の運動場での使用については、安全面から難しい面がありますので、今のところ、授業時のみの使用となっていますが、活動場所を分けたり、柔らかいボールを利用したりするなど、安全面に配慮して、休み時間にも子どもたちが自由にグローブを使用できるよう、計画している学校もあります。

今後、これらの事例について、学校間で情報共有し、より充実したグローブの活用ができるよう、各校で取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。学校側としても、有効に使っていきたいという答弁がありました。

先ほども述べておりますが、やっぱり大谷選手はこれ使ってほしいなという思いが強いんですね。特に野球の入り口の、もう今、野球やっている子に、あのグローブを使ってみとい

うのは難しいです。というのは、物が小っちゃいというのと、合成皮革でできているものだから、軟式ボールを投げると、多分あれで取ると、痛いです。だから多分、ソフトな柔らかいボールでないとなかなか使えないなというところがあります。

今回、保護者から頂いた意見としては、今まで野球に興味を持っていない子どもたち、例えば低学年だったり、幼稚園児だったりする子に、例えば1回見ただけで、1回触れただけで、野球に興味を持てというのは難しいですよ。そりゃそうですわ。全く興味のなかった子に、これ大谷さんのグローブだよって言っても、大谷さん自体を知らない年代だったり、知らない子も多いと思いますので、やっぱりその辺が重要なのかなと思います。

再質問で提案なんですけども、先日も実はエナジーサポートアリーナで、犬山市スポーツ少年団体験会を行っております。スポーツを始めたい保育園の年長児から、小学校5年生までを対象として、野球、サッカー、ソフトボール、ミニバスケット、バドミントン、バレーボール等々、様々な種目の体験があったわけです。野球もその中にあったんですけども、僕は今回のグローブをぜひそういった体験会に貸し出してはどうかなと。

今回の質問するに当たり、私スポーツ少年団の事務局に確認をしておりますが、犬山市のスポーツ少年団の野球部会、野球をやっているチームですけれども、令和元年の数字で、登録チームが6チームで178人でした。それが令和5年度では、5チームの登録はあるんです。でも1団はもうほとんど活動してない、ゼロ人です。4チームの人数が93人ということで、5年間で85人も減っているんです。

少子化もあるんでしょうけども、やっぱり野球をやる子が減っているなという、この数字を捉えた中で、私は来年度のこのスポーツ少年団の体験会、野球を始めるであろう幼稚園児、そして年少者、そういった体験会にこのグローブを貸し出してはというふうに提案しますが、答弁をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

先ほど答弁させていただいたとおり、大谷翔平選手の思いを尊重し、まずはグローブを寄贈された学校の子どもたちのために、グローブを活用したいと考えています。したがって現時点で、学校外へのグローブの貸出しについては考えておりません。

ただし、学校外での活動でも、子どもたちが野球に触れる機会が増えるのであれば、それは今回の寄贈の趣旨と合致すると思いますので、今後は貸出しについても柔軟な対応ができるよう、学校と調整したいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 一瞬どきっとしました。グローブの貸出しは考えていませんという答弁があったんですけども、裏では今後はやっぱり柔軟に考えていきたいということです。ぜひ野球をやっていく、その入り口の子どもたち、スポーツ少年団としてやっぱりそういう体験会があるものですから、ぜひそういったところを使っていただいて、有効にこのグローブが活用されることを期待をしております。

続きまして、件名3であります。コロナワクチン接種についてであります。

要旨1、コロナワクチン接種の推移についてであります。

国内での新型コロナウイルスの最初の罹患者というのは、2020年の1月だったというふうに記憶をしています。

その後、ダイヤモンド・プリンセス号、皆さんも頭にあると思うんですけども、客船の乗員、乗客の感染が確認をされて、その後、どんどん国内で広がっていったというわけであります。

ワクチンに至っては、2021年2月にファイザー製が製造、販売承認をされて、4月から高齢者等の接種が始まっております。そういった中で、国は2023年5月から新型コロナウイルス感染症の位置づけを2類相当から、5類へと移行をしまいいりました。

そこで、確認の意味で、当市のコロナワクチンの接種状況について、最初の頃と、現在までどのような推移を示しているのか、お示しをいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチンは、令和3年2月より予防接種法の特例臨時接種として、まずは一部の医療従事者から接種が開始され、犬山市においては、同年の5月から一般の方への接種が始まりました。

接種率は、接種事業の初年度の1回目接種から3回目接種にかけては、接種対象者である生後6か月以上の全年齢では約80％であり、そのうち65歳以上の高齢者の方は約95％でした。

その後、接種事業が進むにつれて徐々に接種率は低下し、令和5年9月21日より開始した令和5年秋開始接種の接種率は、2月18日現在で接種対象者となる5歳以上では20.17％、そのうち高齢者については47.51％でした。犬山市における接種率は、愛知県内では高い数値となっていますが、全国の接種率及び接種率の推移と比較しますと、同等の結果となっております。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。やっぱり最初の頃は高かったですね。僕もそうでしたけど、一生懸命打ちました。職員の方も様々予約に関しては大変な思いをされたと思いますが、やっぱり65歳以上の方で95％ということは、ほとんどの方が打っておられたなと。

ただ、しかしここに来て、やっぱり5類へ移行し、薬も昨日できたというような話もネットの情報で出ておりましたけども、いろんな情報が出てきている中で、接種率はどんどん下がってきた。もちろん、やっぱりいろんな情報が出てきて、もう打たなくてもいいね、ちょっとした風邪だねという情報もありますので、マスク生活をしていた頃とは全く状況が変わってきたなということが分かりました。

ここで、要旨2つ目の質問であります。

ワクチンを接種する市民は大きく減ってきて、ただ、マスコミの情報でいくと、感染者は

第10波とか言って出ているんですけども、身の回りもやっぱりコロナになった人も多いいうことを分かっております。

なので、そういった状況の中で、国はこのワクチンの無料接種、2024年3月31日までかな、していると思います。当市としては、その後、このコロナワクチン接種についてどうしていくのか。今、インフルエンザ等のワクチン接種がありまして、1,200円程度の負担で各医療機関で自分で予約して、高齢者の方は打っていただいていると思うんですけども、このコロナワクチンについて、今後のワクチン接種、どうなっているのか、要旨2つ目としてお聞きします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

今後の新型コロナワクチンの接種は、議員ご案内のとおり、現在の特例臨時接種を3月31日で終了し、インフルエンザワクチン接種同様の定期接種という位置づけになります。この変更について、現段階で国から示されている内容では、65歳以上の方及び60歳から64歳の方で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、人免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方が対象とされ、これらの対象者以外の方は任意での接種となります。接種時期は毎年秋から冬、接種回数は1回で、努力義務や接種勧奨もなく、内容についても、インフルエンザ同様であるとの理解が一番分かりやすいと思います。

接種の方法についても、インフルエンザワクチン接種と同様となり、議員ご案内のとおり、これまでのように事前に接種券を送るのではなく、接種を希望する人が自身で医療機関を予約していただき、医療機関で予診票を記入し、接種していく流れを想定しています。

また、インフルエンザワクチン接種同様であるため、無料ではなく、自己負担が必要となりますが、低所得者や高齢者を対象に接種費用の免除及び助成を、インフルエンザワクチン接種の助成制度を基準として、検討をしていますので、自己負担額等、制度内容が決まりましたら、周知を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございました。インフルエンザワクチンと同等ということですので、それぞれが医療機関に出向いてということになるなど。

思い出してみると、ワクチンも温度管理が非常に大変だったなというようなこともあるんで、病院の冷凍庫はどうなってしまうだろうと、疑問にも思うところなんですけど、もう返しちゃうのかな。ただ、一番最初の頃のコロナと、もう現状では大分分かってきたことも多いので、違うんだよということが分かったという。ただただ安心はできないので、やっぱり高齢の方には打ってくださいねというのも推奨していくということでしたので、理解はしました。

続いて、件名4つ目になります。施政方針について、3点、お尋ねをしたいと思います。

要旨1として、南海トラフ地震への備えについて、市債や基金はどれぐらい備えるのかと

いうことであります。

今日の朝のニュースでもやっておりました。千葉県の方沖のほうで、スロースリップというような現象が起こっていて、震度1ぐらいの地震だったり震度4の地震が起こっているということでありました。非常に不安なところであります。

そういった中で施政方針の9ページに、防災については甚大な被害をもたらした能登半島地震を自分ごとと捉え、南海トラフ地震による災害に当市でも備える必要がありますというふうに述べられております。

今回の一般質問でも、多くの議員が災害に関する質問もされておりますが、私は、被災や基金について、このところでお尋ねをしたいと思います。

仮に南海トラフ地震が発生すれば、広域が被災をし、周囲の援助などは期待できないというふうに思います。行政としても役割や責任を考えると、様々な支援や復旧を進めなければならない、金銭的な備えは不可欠であります。

大地震が発生した際に必要になる財源として、現在の財政調整基金や市債の残高は、適正であるのか、まずお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

被災時の対応としましては、被災直後の市民への対応や、道路や上下水道等の都市基盤インフラ等の復旧など多岐にわたることが推測されます。そのため、これらの被災時に必要となる事業費を想定することは困難ですので、まずは一般的な水準での財源確保を目指しています。

財政調整基金としては、災害等の緊急的な財政出動に備え、適切な水準と言われる標準財政規模の10%程度の額の確保を目標としています。

標準財政規模は毎年の歳入見込みにより変動しますが、近年では150から160億円で推移していることから、当初予算調整後の残高、約15億2,000万円は、おおむね目標どおりであると判断しています。

また、インフラなどの施設改修に対しては、国庫補助金のほか、災害復旧事業債の活用が見込まれるため、市債残高が急増すると予想されます。市債残高の健全化指標としては、実質公債費比率と将来負担比率が挙げられ、犬山市の令和4年度決算における数値としましては、実質公債費比率が3.5、将来負担比率については、将来負担はなしとなっています。

国の判断基準では、注意ラインとして早期健全化基準を、警戒ラインとして財政再生基準を定めており、当市における指標は注意ラインの早期健全化基準である実質公債費比率で25.0、将来負担比率で350という基準を、今のところを大きく下回る適切な数値となっています。

以上のことにより、震災に対して、一般的な水準での財政的な準備はできていると判断しています。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。一般的な水準のところはクリアしてると。ただ想像するに、南海トラフが起こったときは、例えば海岸線沿いのところがやっぱり被害が大きくなるというふうな思いをしています。そうすると、どうしてもそっちに手厚くなるのかなと。そういったときにはやっぱり自主財源が必要になってくるのかなという想像もできますので、なかなか、いつ来るかということに対して、どれだけ備えよと言っても難しいところではありますが、常にそういうことを念頭に置いて、私たちもやっていかなければならないなというふうに思っております。

要旨2つ目です。高齢者タクシー助成について、決断に至った背景や狙いはということでお尋ねをします。

基本的には、これ議案質疑でお尋ねすべきものかもしれません。しかしながら、市民部と健康福祉部をまたぐ市全体の施策ということもあって、また令和7年、次年度の予算にも施策にも関わることなので、この施政方針のところでお尋ねをしたいと思います。

現時点で個人や地域による自助と共助のほか、公共交通の一翼を担う民間事業者の力添えもあって、生活に支障を来すような交通弱者は決して多くないと考えます。とはいえ、さらなる高齢化の進展により、自助と共助の機能が衰えていくことは間違いなく、加えて、昨年12月にはわん丸君バスが減便を余儀なくされるなど、将来を見据えたとき、高齢者の日常生活の足の確保は、大きな課題であると認識をしています。

しかしながら、高齢者タクシー料金の助成については、令和元年10月の令和2年度当初予算の予算編成に対する議会からの申入れ、一般質問や委員会の報告など、様々な形で議会や様々な議員から指摘や要望を繰り返してきたというふうに思っております。

今日まで目に見える形での動きは言えませんでした。今般、2年かけての段階的な拡充を行うといった原市長の決断を評価するところではありますが、施政方針では、拡充の内容のみでこの決断に至った背景や狙いについては、ちょっとよく分からなかったもので、その点をお聞きしたいと思います。

また加えて、タクシー業界も、ドライバー不足の問題で、台数確保ができないというような声はよく耳にします。その点、タクシー事業者とのコンセンサスを取っているのか、合わせてお尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

まず、高齢者タクシー料金助成を拡充する背景から申し上げますと、現状では買物や通院など、日常生活の移動について、ご自身で何とかできている方や、家族などのサポートにより、何とかなっている方も少なくありませんが、今後一層の高齢化の進展に伴い、それが困難となり、交通弱者となってしまう方の増加が予見されます。加えて、自主返納を含め、様々な理由で自動車運転免許証をお持ちでない高齢者のうち、所得が低い方については、タクシーの利用にもためらいが生じ、交通弱者となってしまうリスクが高いと思われます。

また議員ご案内のとおり、わん丸君バスが減便を余儀される中、コロナ禍での利用者や運

転手の減少などにより、市内からタクシーを見かけることが減りつつあるように感じています。

次に、狙いですが、高齢者の生活の足を考えますと、路線が限られる鉄道やバスに比べ、時間や行き先に柔軟性の高いタクシーが最も有用な移動手段であり、将来的にも安定した供給が望まれるものと考えています。

この拡充により、市内でのタクシーの需要を喚起、増大させることで、タクシー業界活性化の一端を担うことにより、将来的な交通弱者の増加に備え、安定したタクシー供給の確保を狙うほか、75歳以上の高齢者が運転免許証の自主返納を決断する際の一助となり、交通安全の向上につながることも期待しています。

また、制度拡大するに当たり、タクシー大手2社から意見聴取をさせていただいたところ、いずれの業者からも歓迎すべき拡充で、需要拡大が見込め、犬山市へのタクシー供給も積極的に考えることができるとお答えをいただいております。その際、事業者側から体制を整えるため、段階的な実施をとのお声を頂いたため、2か年をかけての拡充とさせていただこうとするものです。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。背景よく分かりました。やっぱり丸丸君バスの事業者も、ドライバー不足でなかなか難しいなということで減便をした中で、今回のタクシーのチケットの拡大というところ、やっぱり業者としても、時間くださいねと、2年やっぱりかけないと、なかなか人の募集というのは、かけてもすぐ入ってくるというわけでもないし、入ってきた人が、そのまま即戦力かということもないわけですので、こういった時間は必要なのかなということはよく理解できましたし、このタクシー助成拡大することが、犬山市民にとって利便性が高まることを期待をしております。

最後です。施政方針の3つ目ですが、消防組織の管理体制について、要旨3でお尋ねをします。

施政方針の中にこの文言があることが、実は自分の中では少し引っかかりがありました。おっ、これは初めてのパターンだなという気はしましたが、市民にとってはやっぱりこれは大きな問題だったので、多分、市長の思いとしては、この施政方針にこう記すことによって、姿勢を示されたのかなというふうに思います。

そういった中で、令和5年度に起きた消防本部での不祥事以降、組織の管理体制を見直すというふうに、施政方針のほうには書かれておりましたが、市民の信頼回復に向けて、どんな取組をここまでしてきているのか、お尋ねをします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

令和5年12月末に発生しました。消防職員の不祥事に対する消防本部としての取組についてご説明いたします。

職員の意識改革への取組といたしまして、管理職全職員に対し、不祥事発生の原因や課題、

今後の取組や方向性について指示し、全職員が情報を共有できるよう進めております。

また、全職員が公務員としての自覚、服務規律、倫理保持を徹底、これを目的とした犬山市消防職員不祥事防止に向けた行動指針、これを策定し、意識改革に努めてまいります。

スマートフォンの取扱いにつきましては、勤務時間内における利用制限について明文化し、適正な利用を進めてまいります。

次に、職員の教育につきましては、公務員倫理を専門とする講師をお招きし、コンプライアンス研修を昨日と本日の両日、全職員を対象として行っております。以後も、職場内教育など継続的に行ってまいります。

また、研修会とは別に、他市町で発生した不祥事事例を基に、発生した要因、なり得る処分、対策などを定期的に職員間で共有してまいります。

職場環境への取組といたしましては、所属長がオープンフロアに配席を変え、風通しのよい職場環境に改めたところでございます。今度は市長部局との人事交流など、人流による職場環境の整備も検討してまいります。

さらに、職場風土改善のため、全職員を対象にアンケート調査を行い、職場の課題を抽出し、市長部局職員を含めたプロジェクトメンバーで検討し、具体的な対策を行ってまいります。

以上が、これまで行った対策と今後の取組でございますが、形骸化しないように日々チェックし、不祥事再発防止に努め、市民皆様方への信頼回復に、職員一丸となって取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 様々取組をされているなということは伝わりました。消防職員の皆さんも能登のほうに隊を組んで一生懸命行っていたいてというのは重々私たちも理解しているところでありますが、一つやっぱりこういったことがあると、やっぱり市民の信頼というのはがたっと、その回復をするというのは、非常に時間がかかるというふうに私は思っております。

ただ一つ気になる場所として、やっぱり今回スマートフォンだったというところもあって、スマートフォンの取扱いについての規定云々を作られるというわけですが、想像するに消防署の中の、例えば休憩所ってあったのかなって想像すると、余りそういったところはなかったのかなと。そうすると業務する場所と休憩する場所とか、そういった配置のことも考えないと、ただ単に規定をつくるだけではいけないのかなというふうに思いますので、その1点を指摘させていただきまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（柴田浩行君） 10番 玉置幸哉議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

再 開

午後 1 時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

2 番 ビアンキ恵子議員。

◎2 番（ビアンキ恵子君） 2 番、ビアンキ恵子です。3 件の一般質問をさせていただきます。

1 件目、教育委員への報告についてです。

要旨①不祥事があった場合などにおける教育委員への報告についてです。

昨年 6 月に発覚した児童生徒への教員によるわいせつ事件について、関係者、特に被害者とその家族の個人情報を守りながら記者会見をされ、民生文教委員会にも報告があり、それは評価したいと思っています。

しかし、同じ教員が以前の勤務校でもわいせつな行為をしたとして再逮捕されたことについて、新聞やテレビの報道はありましたが、議会にはホームページや文書での報告のみで、直接の説明はありませんでした。

この件について、教育委員にどのように報告されたのか。これからの防止対策について議論されたのかどうか。具体的な対策を考えられたのかどうか。人事に関わることや、個人情報を出さずでご答弁ください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、犬山市教育委員会基本条例、犬山市教育委員会会議規則に基づき開催しています。

会議は公開で開催し、傍聴も可とし、議事録を公開していますが、人事に関する事件や個人情報を扱う場合には、法律の規定により非公開で開催し、会議録も非公開とすることができます。

今回の非違行為の件に関しましても、被害に遭われた生徒及びその保護者が、個人の特定につながりかねない情報の流出は望んでおられないこともあり、出席された教育委員に決をとり、会議及び議事録は非公開とすることを決定しました。

つきましては、その内容に関しまして、答弁は控えさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） ビアンキ議員。

◎2 番（ビアンキ恵子君） 再質問させていただきます。

まず、今の答弁ですが、私の聞いていることには一つも答えてはいません。これが教育委員会を代表しての答弁なら、とても悲しいことです。

答弁された内容ですが、定例教育委員会の会議も行われていることは知っています。会議が非公開できることも知っています。非公開に当たり、決をとった上で非公開されたことになったのは、ホームページを見れば誰でも分かります。

6月の保護者への説明会についても、参加された保護者から内容も聞いていますし、記者会見にも私もその場に出席していました。なぜ答弁でそんなことを説明されるのか理解できません。

この質問しようと思った大きな理由の一つに、昨年起きた児童生徒への教員によるわいせつ事件について、なぜ全員協議会へ教育委員会から報告がないのだろうと思ったことからです。

これは普通のことなのと疑問に思いました。市民のために説明すると、基本的に全員協議会は、議会が始まる1週間前と議会中に1回行われています。委員会室で市長、副市長、担当の行政の方々からいろんな説明を受けます。最近では、消防署員の事案、旅費の誤振り込みなどは、その経緯から処分に至るまでや、二度と起きないための対策など詳細な説明がありました。議員からの質問や指摘もその場でされます。また、今日2件目でも質問する市内河川における有機フッ素化合物の件も説明がありました。

ただし、いずれも直接市民に被害が確認されたわけではありません。また、今朝の一般質問の中でも、消防長から取組の詳しい説明があり、トップとしての責任を感じる答弁と私は感じました。

逆に、犬山市内学校内で起きたわいせつ事件については、間違いなく被害者がいます。そして犯罪です。どの件もしっかりとした説明がされているのに、なぜこんな大きな問題、犯罪が全員協議会に説明がないのでしょうか。

先ほどの教育部長の答弁の中でも、ヒアリングで聞かされているのでも議員の皆さんには文書で報告しました。だからいいんでしょうか。

そこで、まず議会の同意を得て、任命される教育委員が、毎月行われている定例教育委員会において、どんな発言をしているのか調べてみました。

令和5年6月の定例教育委員会で、自由討議として、教員による非違行為防止についてが議題に、しかし非公開、令和5年11月臨時の教育委員会を開催、人事に関する事項についても非公開、これでは学校訪問などで教育委員の方々に会っても話すことはできません。

とにかく今回の再逮捕については幾つかの疑問があります。被害生徒の保護者から、特定されるおそれがあるとして、匿名の発表の要請があったそうですが、お聞きしているのは、人事についてや個人を特定するのに、必要な情報を知らせてとは言っていない。それを踏まえて4件質問させていただきます。

1つ目は、愛知県教育委員会からの懲戒免職の発表があるまでに、この教員について何かクレームがありませんでしたか。

2番目、今回の教員については、子どもとの距離が近いとの心配の声があり、校長から指導があったということですが、それでも担任を持つことができるのでしょうか。

3つ目、セルフチェックシートの回数を増やすとありますが、再逮捕されるくらいのわいせつ教員のセルフチェックシートに、何も問題が確認されていなかったと報告を受けていま

す。それでもセルフチェックシートの意味があると考えていますか。

4つ目、全員協議会の場で、ほかの課と同様に個人情報に触れず報告していただくことはできますか。できないならなぜですか。以上、教えてください。

◎議長（柴田浩行君） ビアキ議員の質問の要旨は、不祥事があった場合における教育委員会への報告についてですか。

◎2番（ビアキ恵子君） はい。

◎議長（柴田浩行君） 今の再質問は、その要旨と大きく外れていると感じますけども、教育委員にビアキ委員が質問したいのは、教育委員の報告についてですよね。ただ今聞いているのは、その懲戒免職になった教員に対するクレームがあったのか、担任を持つことができるのか、セルフチェックシートの意味は、全員協議会への報告はということで、これ大きく外れていると思いますので、1回整理してください。

暫時休憩いたします。

午後1時08分 休憩

再 開

午後1時13分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開いたします。

ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 私の言い方がよくなかったと思うんですけど、先ほどの答弁の中で、実際に教育委員との話合いの中で、こういった提案があるとか、そういったことについてもしあれば、今この場で説明していただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 先ほどの最初の答弁も含めまして、今の再質問にお答えいただければと思います。

答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） では、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今回、消防署で起こった事案、そして、昨年6月に犬山の学校現場で起こった事案、どちらも、これは非違行為であります。ただし違った点は、消防署の件というのは、被害者がいないんですよね。学校現場は被害を受けた児童生徒がいるわけなんです。こういった案件については、国も県もそうなんですが、被害を受けた児童生徒及び保護者が、公開を望まない、個人を特定されるような情報を流出するのは望まない場合については、これは公表しないという方針で来ております。

したがいまして、犬山市の教育委員会も、国、県に準じて、保護者、あるいは本人が望んでない事案については、それ以上個人が特定されるような情報については、流出をさせないという対応をしているところなんです。

それで、私も教育行政に携わる人間たちというのは、よりどころとなるのが、先ほど部長も言っていましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法があるんです。その中の11条に、教育長は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。職を退いた後もまた同様とするという一文があります。そして次の第12条については、教育委員についても同じような守秘義務を守る、そういった条文があるんですね。したがって、教育長も教育委員会も守秘義務を守って、個人が特定されるような情報、あるいは、望まない、そういった情報をできる限り出さないようにしているというのが事実であります。

そして、秘密会については、これ今の法の14条の第7項です。これについて、教育委員会の会議は公開すると、ただし、教育長及び教育委員の発議によって、3分の2以上の賛成があれば、公開しないことができる。つまり、会議を非公開ですることができるという条文があるんです。

したがって、我々が守秘義務を守っていることも、秘密会議で会議を進めていることも、何一つやましいことはありませんし、法に則って会議を進めているわけでありますので、これについてはご理解をいただきたいなと思います。

定例会の中で、これについてはどう議論をされたかということでもありますけれども、まずは教育委員さん方はどういったことがあったのかを報告を受ける立場でありました。最終的にはやはり2度と3度と、こういった事案が起こらないように、さらに教育委員会から学校へ、学校の中では校長から先生方に指導していただくように、そういった体制を整えていこうという議論があったということだけ報告をさせていただきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） ビアツキ議員。

◎2番（ビアツキ恵子君） 一つだけ、私は一つもやましいとか、隠しているとかは言っていないし、思ってもいません。それから、教育委員会の会議を公開する、それから教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとか、全部調べてよく分かっています。

私がこの質問をしている理由は、今も小学校、中学校に子どもが通っています。今年4月から幼稚園の子どもたちが新1年生になります。だから、私は言っているのは、別にこの起きている事案について、誰がどういうことをしたとか、この先生はどういう人ですとかってということには別に聞いてるわけではないです。

ただ、教育委員会の方がされているのが、セルフチェックシートを何回もやるとか、そういったことをいろいろ聞いてるんですけど、一般の感覚を持った教育委員の人たちは、どんな会議をされて、どんな意見を言われたらどうかということで、私は少なくともこの教育はこう書いてあります。地域住民にとって身近で関心の高い行政部門であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要とあります。

その一つが教育委員ですが、私たち議員も代弁者です。だから、個人情報ってすごく言われますけど、そうじゃなくって、一緒にどうやってやったらこういうことがないかということと一緒に情報共有しながらやりたいということを私は言ってるだけです。

以上で、次の質問に行きます。

2 件目、犬山二ノ宮川で暫定指針値超えの P F O S、P F O A への市の対応について、いわゆる有機フッ素化合物についてです。

要旨①いつどのような形でこの情報が分かりましたか。

一番初めに、全員協議会で行政からこの報告を受け、後に新聞にも掲載されました。この質問をすることになったきっかけは、市民の方からの大きな不安の声を聞かされたことからです。

行政からは昨年、令和 5 年 12 月の水質調査で確認されたと説明を受けていますが、この調査をすることになった理由は何ですか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

これまでの市内河川における有機フッ素化合物、P F O S、P F O A についての経緯としては、令和 5 年 9 月議会、久世議員より一般質問で、市内河川の水質調査を行うべきではないかとの提案をいただいたこと、他自治体でも、河川での調査において、暫定指針値を超過しているところがあることから、市内河川の P F O S、P F O A の存在状況を早期に把握する必要があると判断し、例年実施している河川等水質調査に合わせ、市内 4 河川 5 地点で、P F O S、P F O A の分析調査を実施しました。

調査は 12 月 6 日に実施し、結果は 1 月 5 日公表のとおり、市内 4 河川 5 地点中、二ノ宮川宮西 2 号橋の 1 地点で、暫定指針値の超過が確認されました。

その後、1 月 26 日に追加調査を 3 地点で実施し、宮西 2 号橋とその上流地点において、暫定指針値の超過が確認され、二ノ宮川が合流する薬師川の小牧市境付近では、基準値を下回っていることが確認されました。

◎議長（柴田浩行君） ビアツキ議員。

◎2 番（ビアツキ恵子君） ありがとうございます。要旨②に行きます。

人体に影響はないのかということですが、調べてみると、有機フッ素化合物は化学構造上、自然界では分解されず、海や土壤に堆積することで、環境系に長期間残存し続ける。

実際国内では、東京多摩地区、沖縄県内で、水道水に使用している井戸水から基準以上の P F A S が検出された事例もあります。住民の方の不安は当然と思いました。暫定指針値として 5 0 ng/L と言われましたが、2023 年 3 月、アメリカ環境保護局は飲料水における P F A S の生涯健康勧告値、障害飲用し続けても健康に影響がないとされる値を 70ng/L から 4 ng/L へ大幅に減・する案を発表しました。

これを受け、日本においても水道水質基準における暫定目標値の 50ng/L の見直しが検討され始めています。その上で、人体に対する影響について説明をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

まず、水道水については、令和3年度から、PFOS、PFOAの水質検査を実施しており、検査地点において、暫定目標値の基準を満たしており、問題はありません。また、今後も継続して水質検査を実施してまいります。

どの程度の量が体に入ると影響が出るのかについては、いまだ確定的な知見はなく、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められています。

また、国内におきましても、環境省、厚生労働省が連携し、最新の科学的知見に基づいた検討が進められているところです。

PFOS、PFOAは、ほかの水質項目で設定されている人の健康保護及び生活環境を保全する上で、維持することが望ましいとされる環境基準値ではなく、知見の集積に努める要監視項目として、暫定指針値が設定されるにとどまっている状況です。

そのため、まずは環境省及び厚生労働省が策定したPFOS及びPFOAに関する対応の手引きに基づき、人の体内に取り込まない取組として、二ノ宮川周辺において、念のため、井戸水の飲用を控え、飲用水には水道水を使用していただくなどの周知を行っています。

今後も環境保全及び市民の不安を払拭するため、継続的な水質調査を実施し、その結果を公表していく予定です。

また、国・県や関係機関と連携し、情報の収集や整理に努め、市民からの問合せや相談に丁寧に対応してまいります。

◎議長（柴田浩行君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） ありがとうございます。私はすごいしっかりされていると思って、逆に安心しました。ただ、これから議会とか、それから住民の方々にも、情報提供をよろしくをお願いします。

次、3件目の質問に入ります。認知症サポーターについてお聞きします。

要旨①市内小中学校で認知症サポーター養成講座をすることは可能かについてです。

先月の2月17日、フロイデで地域福祉シンポジウムが行われ参加してきました。タイトルが「つながりが実感できるまちへ」基調講演は、一般社団法人コミュニティーネットハピネス代表理事の土屋さんでした。

話の中で、令和3年度の社会福祉法の改正によって、地域福祉計画に行政、社協、住民がそれぞれ取り組むべき事項が明記され、実効性のある地域福祉計画を策定するようにとの指針を出したと説明がありました。

その中の一つとして、学校関係の福祉教育の取組に、認知症講座を中学校で行っているという事例の紹介がありました。調べてみると、全国の小中学校で既に行われている例が幾つもありました。

実際、犬山市内小中学校で認知症講座を行うのは大事な取組の一つと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

まず、認知症サポーターは、認知症サポーター養成講座を受講することで、認知症に対する知識と理解を持っていただき、生活の様々な場面で、できる範囲で手助けをしていただく方です。

小中学校で講座を実施できないかというご質問ですが、令和５年度には城東中学校、令和４年度には栗栖小学校と城東中学校で実施しており、これまで延べ993人の子どもたちがサポーターになっていただいています。

この取組は、子どもたちに認知症を身近に感じてもらい、認知症に偏見を持つことなく、気になることがあれば、自然に手助けができるようになってほしいとの狙いから進めてきたもので、過去には認知症サポーター養成講座を受講した城東中学校の生徒が、道に迷った高齢者を助けた事例も実際にあったように、地域での支え合いにつながっていけばと思っています。

なお、本市としては、１人でも多くの方に認知症サポーターになっていただき、認知症の方をオール犬山で見守ることができるよう、小中学校を含めた各機関に対する講座実施の働きかけを含め、引き続き取組を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） ビック議員。

◎２番（ビック恵子君） ありがとうございます。令和４年度で栗栖小学校、令和４年、５年度に城東中学校、犬山市内の小中学校でももう少し広げていただければと思ってお願いいたします。

要旨②認知症サポーター店の周知方法についてです。

まず、認知症サポーター店とは、認知症サポーター養成講座を受講した団体にステッカーが配布されています。ステッカーをお店や事業所に掲示し、認知症の人やその家族が安心して立ち寄れる目印になります。

対象団体は、市内に在住、在勤の５名以上で認知症サポーター養成講座を受講した団体とあります。市のホームページによると、認知症サポーター店として、郵便局、十六銀行、ハロー薬局、シルバー人材センター、岐阜信用金庫などなどが講座を受講し、団体のステッカーが配布されています。

実は私も調べるまで、そういった事業所があることも知りませんでした。フロイデで行われたシンポジウムに参加していなかったら、犬山市の取組も知らずだったかもしれません。市民にとって有意義な活動と思いますので、市民への周知の仕方をどのように考えているかお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

本市では、認知症サポーター養成講座を受講した団体に対し、ステッカーをお渡しして、ホームページで紹介をさせていただいております。

議員ご提案の積極的な事業者の周知ですが、そもそも認知症サポーターは、認知症の方をできる範囲で手助けする方々であり、過度の負担につながらないような配慮が必要ですので、

個々の事業者の意向を確認しながら、さらなる周知方法を考えたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） ありがとうございます。地域での支え合いの活動はこれからさらに大事になってくると思います。地域で情報を共有したり、必要な機関につなげることが大事だと思います。日頃から顔の見える関係づくりを丁寧に行うほか、近道がないと、シンポジウムのまとめで話されていました。私自身も心して協力していきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 2番 ビアンキ恵子議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時40分まで休憩いたします。

午後1時31分 休憩

再 開

午後1時40分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、創犬会の大沢秀教でございます。通告させていただきました2件につきまして、一般質問させていただきます。

1件目、屋内型キッズスペースについてでございます。

要旨は1点、屋内型キッズスペースの実現に向けての民間事業者との協力についてであります。さきの9月議会での私の一般質問答弁において、民間事業者であるヨシヅヤという具体的な名前を初めて挙げまして、屋内型キッズスペースの設置についての議論をさせていただいたわけですが、今定例議会初日の市長の施政方針に、実施場所を定めました。ヨシヅヤ犬山店2階にて、令和8年度早期の事業開始を目標に進めていきますと、はっきり示されるまでに至りました。市の子育て事情、整備費や交通アクセス、それからアンケート調査などなど、これまで市役所内でも様々な検討があつてのことだというふうに思います。

しかし、何よりこの方針には、相手先があることでありますので、決定までには先方への説明や協力依頼、協議などがあつたと思います。

そこで、まず、ここに至るまでの経過をお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

屋内型キッズスペース整備場所を、ヨシヅヤ犬山店2階と決定するまでの経緯を申し上げますと、まず、令和5年6月から7月にかけて、市内の子育て世代及び庁内職員に対するアンケート調査により、整備候補地の洗い出しを行いました。

その結果、利用しやすいとの意見の多かった国道41号線沿いの農地、文化会館及び南部公

民館北側駐車場敷地、市民健康館さら・さくら、都市公園、ヨシヅヤ犬山店及びキャスタ、体育館周辺用地を候補地として選定しました。

次に、この6つの候補地について、施設面積、駐車場の確保、周辺施設の状況、アクセスのしやすさ、施設整備に必要な期間、費用の6項目について比較検討を行いました。

つきましては、幼児や小学生が走り回るのに十分な広さを確保することができ、乳児から小学生まで、年齢に応じたエリア分けにも対応できるよう、遊び場を含む施設全体の面積を約1,400平米から1,500平米としました。

検討項目6項目に基づき検討した結果、国道41号線沿いの農地、ヨシヅヤ犬山店を除く候補地は、施設面積や駐車場の確保など十分な機能の確保ができないことから、最終的にこの2つの候補地に絞り、早期実現性や事業費といった点での検討を行いました。

なお、所有者である株式会社義津屋からも、キッズスペース整備は可能であるという確認を取っております。

その結果、早期実現と費用面においても、新築と比較し安価であるという点から、ヨシヅヤ犬山店と、整備場所を決定したところです。

ヨシヅヤ犬山店は、子育て世代のアンケートで多かった飲食店や商業施設との併設や、駅近辺での整備という声に応えることができる場所であること、また、地域経済の活性化が見込まれるという相乗効果もあることから、キッズスペース整備として最適な候補地として選定し、建物所有者である株式会社義津屋に対し、協力を依頼させていただきました。

株式会社義津屋より、キッズスペースの整備についてはご協力いただけるとの意向を表明していただいております。今後、具体的な整備に向け、協議、調整していくことになります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁いただきました。再質問をさせていただきます。

屋内型キッズスペースは、屋内に子どもの遊び場を設けるのに加えまして、子育ての拠点として活用するために、ほかの機能も併せ持った複合施設として、駅前などの利便性の高い場所に設置してほしいという思いから、提案を続けてまいりました。

私がこういう提案を最初にしたのは、平成30年の9月議会であります。内容は今申し上げたそのまんまです。初めはキッズパークだとかキッズスペースだとかいう言葉じゃなくて、児童遊戯施設を屋内に設置し、他の子育て支援施設と一緒に複合施設で整備してはどうかという提案でございました。

これに対して、当時の小島子ども・子育て監の答弁は、大変魅力的な提案ですが、屋内児童遊戯施設の設置には、用地、費用、様々解決しなければならない課題は多く、今後の公共施設再配置の中で検討していきますというものでした。最初はあんまり気がないなという、率直に感じを受けた記憶がございます。

その後も何回かこの問題について取り上げさせていただきましたが、この後の議会の議論では、キッズパークという言葉でやり取りをしております。同じようなイメージの施設でございしますが、言葉の定義も整理をされないまま、ここまで議論をしてまいりました。

さらに、ここ最近の議論では、屋内型キッズスペースという言葉になっておりまして、今回質問するに当たり、過去からの議論をおさらいしようと、会議録検索システムで検索して

おりましても、自分でもよく分からないというような状況になっておりました。

ちょっと脱線いたしました、改めて再質問でございます。

屋内型キッズスペースは、屋内の子どもの遊び場に加えて、子育ての拠点として活用される、そういったことを見据えて、他の機能も併せ持った複合施設として、利便性の高い場所、すなわちヨシヅヤ2階に設置してほしいと考えております。

このことについて、市はどう考えているか。また、このことについて、これまで建物所有者との協議、協力をしてこられたか、その状況について伺います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

屋内型キッズスペースは、民間が設置する施設も多くありますが、その多くは営利を目的とするものです。一方、市が設置する施設の目的や意義は、子どもの健やかな成長と子育て世帯への支援、未来への投資であると考えます。

今回のキッズスペースを整備するに当たっては、単に子どもの遊び場を提供するだけでなく、子育てに不安や悩みを抱える保護者が気軽に相談できるスペースを設置する予定で、その対応には、保健師や保育士など専門分野の職員での対応を想定しております。

買物のついでにふらっと立ち寄れる、親しみやすい場所、この点では、保護者にとっては利便性が高いことに加え、安心して相談ができる場所になるのではないかと考えます。

こうした子育て支援センター的な機能を持つことで、キッズスペースを安心して子育てができる環境の一つとして利用していただけることを期待するところです。

また、犬山駅東側には、母子保健機能を持つ保健センターもあることから、キッズスペースの相談機能と連携し、地域における子育て支援の拠点としての役割を担うことができるものと考えます。

次に、建物所有者である株式会社義津屋との協力体制などについてですが、令和4年6月に、子育て支援に係る連携協力に関する協定を締結しており、キッズスペース整備に当たり、協力依頼を申し出た際には、ヨシヅヤにとって地域貢献できる事業との認識をいただいております。

その上で必要とするフロアの間所や面積、思い描く機能など、市の考えに歩み寄っているところであり、今後さらに協議を進めていくことになります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ご答弁ありがとうございます。屋内型キッズスペースを設置するために、しかも、なるべく早期に実現をしてほしいと、こういう趣旨で、私は令和4年以降の議論では、こういう提案をしてきたわけではありますが、この時点では、道の駅の基本構想、基本計画に位置づけられたキッズパークという位置づけで進めるという方向であったと思います。

ヨシヅヤでのキッズスペースというふうに転換をしたということは、犬山市のまちづくりに大きく影響する政治判断だと思います。

そこで、再々質問といたしまして、この大きい転換についての市長の思いをお伺いしたい
と思います。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

屋内型キッズスペースは、子どもたちが天候に左右されることがなく楽しむことができる
大切な場だと思っています。でも、全天候型の遊び場のニーズが高まっているから進めるだ
けのことではありません。今の犬山の子どもの事情と向き合うと、1年間に生まれてくる赤ち
ゃんの数は、初めて400人を切り、362人となりました。つまり、犬山は子育て世代、働き世
代が少ないという犬山の社会背景があり、その課題に向き合っていくためです。だから、子
どもや保護者、子育て、犬山のまちづくりの視点から、屋内型キッズスペースが重要との考
えで、私自身のマニフェストに掲げた施策の一つであります。

改めて最終的な整備候補地の決定の判断について申し上げますと、やはり早く整備ができる
こと、また、道の駅での必須とされていた子どものエリアについては、500平米とされてい
ました。それでは広さが足りないという判断をしました。ですから、約1,500平米の敷地面
積として、その十分な施設面積と駐車場が確保できることも条件の一つです。

さらに、駅に近くてアクセスしやすい、また買物場所が近いことも大切なことであります。
また、整備費用が安くできることも重要です。さらに申し上げますと、地域経済の活性化、そ
の地域のまちが元気になること、また、教育の施設としていろんな連携ができることも決断
の判断の一つとさせていただきました。

以上から、最も有効な未来への投資となる屋内型キッズスペースの場所をヨシヅヤ犬山店
の2階と決断をさせていただきました。

開設につきましては、先ほど来お話が出ていますように、令和8年度の早期実現に向けて
進めていきたいというふうに思っています。

しかし、言うまでもなく造ることが目的ではないし、金太郎飴のような、同じような屋内
型キッズスペースがあってはならないと思っています。犬山らしい、個性のある、特性のあ
る屋内型キッズスペースでなければなりません。行きたいと思ってもらえるために、どんな
空間にしていくかがすごく大切なことだと思っています。

例えば、楽しい遊びだけではなく、子どもが自ら考え、行動を起こす想像力を育むことが
できる遊びの空間が必要です。子どもはそれぞれ得意なこと、好きなことが違います。だか
ら、子ども一人一人の多様性を受けられることができる空間も必要だと考えています。

そして、子どもの安全を確認でき、自身がほっとできる大人に快適な空間は、子どもと大
人が一緒に使う場所だからこそ、すごく大切なことだと思っています。そんな思い、考えを
持って、子どもが安心して遊べ、大人が楽しみ立ち寄れる、ほかにはないオリジナルな空間
デザインとなる屋内キッズスペースを考えていきたいと思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 市長答弁、思いのこもった答弁を頂いたと思っております。これから実際のキッズスペース設置までに、もっともっといろんな観点から、いいものにブラッシュアップされていって、いいものができるということを期待いたしますし、我々もまたいい提案ができればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、2件目、施政方針についてという件名に行きますが、言ってみれば全て施政方針についてのような気もいたしますが、今、1件目に質問をいたしました屋内遊戯施設、屋内型キッズスペースと、その複合施設の提案をしたのは、平成30年2月だというふうに申し上げましたが、実はこのとき、市民文化会館の活用についても私、質問をしていたのが、この間、議事録を読んでおりましたら分かりました。

この市民文化会館の活用に絡めて、市民文化会館の大ホールをリノベーションして、キッズパークを造ったらどうだという、キッズパークという名前はここで実は出していました。そういう提案もしておりました。

ここに来て、今方針、屋内型キッズスペースの方針が決まり、文化会館は文化会館で新たな施政方針としてしっかり示されたということで、施政方針として要旨1点目、文化振興の拠点としての市民文化会館について、質問をさせていただきます。

施政方針を聞かせていただきまして、市民文化会館を文化芸術を創造する拠点として改めて位置づけて、これまでよりも、文化や生涯学習、社会教育分野に力を入れていくんだという意欲を感じられました。そして同時に、機構改革によって文化推進課が設けられます。その基本姿勢、すばらしいと思いますし、この新しい課の創設は、現状、超多忙な文化スポーツ課の現状から見ても望ましいと個人的に考えます。

さて、文化芸術の拠点となるとされる市民文化会館ですが、隣の南部公民館まで一体と捉えましても、施設を有効に活用するというのは、簡単ではないと考えます。

令和7年度に予定される大規模改修についても、現在の老朽化した舞台設備を改修して、利用していただく方の安全性を確保するためのもので、40年以上経過した施設の10年後が、今より活用されているのかというのを、そういう姿をなかなか私は想像することができません。

ステージ、大ホール、これが文化会館では主な施設でありまして、ここで犬山の文化創造ができていくのでしょうか。

私は、新年度から設置される文化推進課で、もう一度しっかり議論をしてから進んでほしいと思っております。多様な文化芸術に対する市民ニーズをどうやって捉えて、市民文化会館で生かしていくのか、機構改革によって創設される文化推進課は、文化振興の拠点としての市民文化会館にどう取り組んでいくのか、これも大事な問題と捉えまして、市長にお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員のご質問にお答えをいたします。

文化芸術は、伝統や見る美しさばかりでなく、人の心も育ててくれるものです。文化芸術

が近くにあれば、犬山の社会は温かく優しく成長してくれるはずです。時代の流れや変化が激しい、速いときだからこそ、これから住みたくなる町は、文化が感じられる町であり、文化力が強い町が成長していくのだと考えています。

だから、文化芸術が市民の皆さんの近くにある、これからを考えていきたいというふうに思っています。その思いで、機構改革により、文化推進課を設置していきます。それにより、文化芸術が皆さんの手に届くものとなり、文化芸術が身近になるきっかけにしていきたいと思っています。

そのために、文化会館と南部公民館は、文化芸術の今後を大きく左右する存在になります。その中で、これまでの文化会館と南部公民館の再整備の方針について、文化会館は、これから10年を安心・安全に活用するため、必要最低限の維持補修を実施し、令和14年度に閉館をする。また、南部公民館については、耐震などの問題がないことから、修繕しながら維持し、令和19年をめどに閉館するとし、その方針を令和4年の10月の全員協議会で伝えられたと報告を受けました。

しかし、私の文化の考え方、思いは、冒頭申し上げたとおりであります。ですから、文化会館と南部公民館については、もう一度よく考えさせていただきたいと思っています。

ただ、当面の計画どおり、まずは安心・安全確保のため、文化会館を10年維持していく修繕を進めていきます。そして、ここから文化振興の拠点として、文化会館の再生に、守りではなく、攻めの姿勢で取り組んでいきたいと思っています。

その中で、大沢議員が言われる、ステージ、大ホールが中心の文化会館で、犬山の文化が創造できるというイメージが湧かないと言われます。これは受け止めなければならない指摘です。

令和5年6月に、文化芸術に関する市民アンケートを行いました。地域の芸術文化の満足度について、市民の皆さんがどれだけ満足感を持っているかということ、回答された方は、わずか3%の満足でありました。残念な結果であり、受け止めなければならない現実です。

一方、同じアンケートの中で、芸術文化活動への関わり方についてもお聞きをしています。その中で83%の方が、催しを見に行くことが中心だと回答をされていました。であるならば、やはり芸術文化を身近に感じられる場所が、市内に存在する意義は大きいとも考えています。また、令和4年度の文化会館の大ホールの利用率は50%を超えています。過去10年間では最も利用率が上がっている状態です。

加えて、来年度は、自主事業や民間イベントなど、貸し館事業の新たな展開により、さらに利用率の向上や集客数の増加を図っていきます。具体的には、コロナ禍により休止していた文化会館の自主事業を再開し、子どもから大人まで市民の皆さんが楽しんでいただける、犬山らしいストーリーのある公演などを開催していきます。

さらに、貸館事業により、より一層力を入れていきます。イベント企業などによるコンサートや公演などの誘致のため、個別に営業活動を行うなど、積極的な取組をしてまいります。職員も真剣に向き合い、やる気になっています。

文化会館を10年延命させていただき、文化会館再生のための本気の挑戦をさせていただきたいと思います。その間、申し上げたとおり、あらゆる利活用を図っていきます。その結果

をもって廃止か存続か、身の丈に合った建て替えか判断をさせていただきたいと思います。そして、市議会皆さんに思いをお示しし、議論を深めてまいります。

芸術に触れ、心豊かにできる文化会館を維持確保し、市民ニーズの把握をしていきます。そして、文化会館と南部公民館の活用による文化芸術活動で、市民皆さんの満足度を向上させ、犬山で暮らしてよかったと思っていただける犬山づくりに取り組んでまいります。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 市長、答弁ありがとうございます。また、大変熱のこもった、市長の思いがこもった答弁だというふうに受け止めさせていただきます。また、10年という限られた時間の中で、しっかりと挑戦ができるように、また、これまで文化や芸術という提案を私がやらないかなというふうに思ってやってきたところはあるんですが、非常に心強い増田議員が最近登場しておりますので、増田議員にもしっかりアイデアを出してもらって、市の職員の皆さんと、一緒に頑張りたいと思います。彼は文化面のリーダーになるという心がけを持っていると思いますので、今後、私も一緒に頑張りたいと思います。

要旨2点目に移ります。総合的な農業振興と、耕作放棄地対策についてでございます。

今回の施政方針では、農業施策、犬山の農業を守ることについて、これにもかなりの意欲が感じられます。

また、現在の産業課を中心とした農業に関する取組を見ても、関係各方面と連携を取りながらの農業振興に大変力を入れていただいているのを実感として感じております。

犬山産農産物のブランディング、新規の就農者の掘り起こし、イノシシ対策等々、施政方針で示されましたもので、具体的な取組がイメージできるものがある一方で、耕作放棄地対策、大変重要なテーマでございますが、これについては、果たして具体的な取組は何だろうかという事業イメージが、私にははっきり見えないというふうに感じるわけではありますが、様々な農業振興のための取組を進めることで、結果として総合的には、耕作放棄地対策につながるという意味合いで理解すればいいのか、もしくは耕作放棄地対策のための新たな事業を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、犬山産農産物のブランディングや新規就農者の掘り起こしなどの農業振興施策の推進により、市内農業が元気な状態になれば、その相乗効果として、耕作放棄地が減少することも期待されます。

なお、耕作放棄地対策としては、新たに何かを始めるのではなく、これまでの農業委員会を中心とした活動を継続してまいります。

具体的には、毎年、農業委員会により、夏から秋にかけて、市内農地の一斉パトロールを

行い、農地の利用状況を確認し、耕作されていない農地の把握を行います。

その後は、耕作されていない農地の所有者に対し、農地の利用意向を調査するとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員により、耕作放棄の解消可能な農地を選定していただき、近くの耕作者による引き受けの調整や、直接所有者に対して貸し出しによる解消の打診をするなど、地道な働きかけが重要になります。

農業委員会の成果としては、これらの解消活動を重点的に開始した令和２年度から今年度までの４年間で、約3.2ヘクタールの解消につなげています。

耕作放棄地の耕作を引き受ける担い手への支援としては、令和元年度に、荒廃農地等利活用促進事業補助制度を創設し、今年度までにこの制度を活用して、27件、約5.5ヘクタールの解消が図られています。

また、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ取組も重要で、農地の所有者や耕作者から、耕作の継続が困難になる相談が寄せられた場合には、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員の調整により、新たな担い手へのマッチングを随時行っております。

来年度以降も、このような地道ではありますが、耕作放棄地を作らない確実な対策を継続してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ご答弁ありがとうございます。様々な相乗効果も期待するが、何より地道な取組、これも続けていくということだというふうに理解をいたします。ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

では、３点目でございます。財源確保のための工夫と不断の努力についてという方針が語られておりましたが、これについて質問をさせていただきます。

財源確保といえば、無駄を省くところからまず始まるかなというふうに思うんですけれども、本日の午前の議論でも、創大会の畑議員、玉置議員、両議員から、少しでも経費をカットする、そんな議論がございました。私たち市議会議員は、日頃から様々な市民要望に接しております。言うまでもなく、市長をはじめ、市役所の皆さんもそうであります。そうした市民要望に答えていくには、財源が必要です。また、公共施設の老朽化に起因する突発的な事態に対応するための予算も必要となりまして、あれをやりたかったのに、あれもやらなくちゃ、これもやらなくちゃという状況が最近よく見られるようになっております。

重点的に予算を配分する事業があれば、その裏では泣く泣くカットせざるを得ない事業もあるはずでございます。市債や基金も有効に活用しながら、実施事業を見極めつつ、市の経営を行っていかねばなりません。

示されました施政方針には、市民要望に答えていくための財源確保についての努力を積み重ねていく決意、市長の思いが感じられます。市民税は堅調でありながらも、これまでの市の努力で好調だった、ふるさと納税の寄附金収入の大きな減額があります。

そこで、新たな記念品開発をする、それはもちろん重要であります。ふるさと納税は、国の方針に大きく左右されるという性格をもともと有している制度でありますので、さらに安定した財源確保をもっと進めることが重要だと考えます。

財源確保のための工夫と不断の努力とありますが、そのための新たなアイデアや方向性は

あるのでしょうか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

持続可能な行政運営を行っていく上で、安定した財源の確保は、常に取り組んでいかなければならない課題と捉えています。これまでも、ふるさと犬山応援寄附金の確保はもちろんのこと、使用予定のない公有財産の売却や、ほかの目的への活用、広告収入の増を見込んだ公共空間の利活用など、様々な財源確保策に取り組んできたところですが、一方、また歳入面での取組に加えて、歳出面でも取組をやってきました。施設管理の一括契約やその見直し、施設の統廃合、ICTの活用による事務の効率化など、こういった取組を進めてまいりました。

このような取組は、比較的短期間に効果が望めるもので、引き続き取り組んでいきますが、今後さらなる財源確保を進めるに当たっては、より長期的な視点に立った施策が必要と考えています。具体的には、税収確保のための移住・定住施策の推進や、企業誘致の推進、市街化区域内の低・未利用地の活用、新市街地の開発などが挙げられます。いずれも、すぐに実現できるものではありませんが、財源確保に向け、着実に進めていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。施政方針についてでございますので、原市長に再質問としてお尋ねをしたいと思います。

原市長2年目の予算となるわけでありますが、実質、原市長が思いを込めて立てた最初の予算であると思います。ご自身で「住み続けたい犬山実現予算」というように位置づけておられます。その初めに当たって、犬山市政を支える自主財源の確保について、原市長のお考えと決意をお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員の再質問にお答えをさせていただきます。

施政方針にも掲げました、市民の皆さんが真ん中にいる、やさしく元気な犬山で、犬山に住みたい、住み続けたいと思っていただける持続可能なまちづくりを進めるためには、将来的にも安定した自主財源の確保が必要です。

最も重要な自主財源としては、歳入の4割以上を占める市税です。そこで、この市税をいかに確保していくかが重要になります。そのために、新市街地の形成で、新たな財源の確保が見込める国道41号南側の市街化区域編入の考えをお示しをさせていただきました。

羽黒や楽田の東西軸の道路を強くし、利便性の向上による周辺の土地の価値が上がっていくための都市計画道路、蟬屋長塚線の整備などを進めていきます。

また、商業集積エリア沿道のにぎわいづくりの活性化を図っていきます。

企業誘致のためには、新年度から、新たに市内での新規参入事業者を支援していくための

創業支援事業を進めてまいります。

さらに、同じく来年度、東京をはじめ首都圏から愛知県に企業進出を考えている企業が参加する、愛知県の産業立地セミナーで、プレゼンによるトップセールスを予定しています。様々、企業誘致の取組に積極的に行ってまいります。

なお、犬山への移住・定住の取組を本格的に進めてまいります。シティプロモーションや、ずっと犬山応援団事業、ワンストップ窓口を強化、継続しつつ、新たにこれから犬山応援団事業をスタートし、屋内型キッズスペースを整備していきます。こうした展開によって、「来るまち犬山から住むまち犬山」への転換を図ってまいります。

これらの取組が、これからの犬山のための自主財源確保につながっていくはずです。その考えで、2年目の当初予算は、継続から前に進めるとの思いを込めて、大沢議員がおっしゃっていただきました、住み続けたい犬山実現予算といたしました。

皆さんと一緒に犬山を見つめて、犬山を動かし、犬山を前に動かしていきます。よろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 18番 大沢秀教議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日6日は休会とし、明後日7日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時20分 散会